

○観音寺市自治会集会場等建設工事等補助金交付要綱

平成27年5月26日告示第126号

改正

平成29年6月8日告示第140号

平成30年3月30日告示第52号

令和3年3月29日告示第39号

観音寺市自治会集会場等建設工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市における自治会等による活動を促進し、地域の連帯感を高めるとともに地域コミュニティの活性化に寄与するため、自治会集会場等の新築、増改築、改修及び修繕工事等（次条第4号から第10号までに規定する工事等をいう。以下「自治会集会場等建設工事等」という。）に要した経費に対して補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 市内の一定の区域に住所を有する住民の地縁に基づいて形成された団体であって市長が認めるものをいう。
- (2) 町又は自治会の連合組織 自治会等が、住民の互助の精神に基づき連合した組織をいう。
- (3) 自治会集会場 地域住民の集会等に使用するため自治会等が管理する施設をいう。
- (4) 建物の購入又は新築若しくは増改築工事

自治会等が既存の建物を自治会集会場として購入すること、又は自治会集会場を新たに建築する工事、自治会集会場の床面積を増加する工事若しくは自治会集会場の一部又は全部を取り壊し、用途が同一で従前の自治会集会場と規模及び構造が同様のものを建築する工事をいう。

- (5) 建物の改修及び修繕工事 自治会等が行う自治会集会場の改修工事であって主要構造部の改修を含む工事及び第11号の耐震改修工事並びに自治会等が行う自治会集会

場の改修工事のうち主要構造部の改修を含まない工事であって維持を目的とする修繕工事をいう。

- (6) 浄化槽及び衛生設備工事 自治会等が自治会集会場に浄化槽を設置する工事及びトイレを増改築する工事をいう。
- (7) バリアフリー化工事 自治会等が自治会集会場をバリアフリー化するために行う工事及びバリアフリー化に寄与するための器具の設置工事をいう。
- (8) バリアフリー化備品整備 バリアフリー化に寄与するために行う備品の整備をいう。
- (9) 伝統文化倉庫の新築工事 自治会等が地域の連帯感を高めるためにその地域の伝統文化の承継に取り組む行事等に使用する太鼓台等を保管する倉庫を新たに建設する工事をいう。
- (10) 耐震診断 昭和56年5月31日以前に建築された自治会集会場に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年度国土交通省告示第184号）別添第1に規定する方法により行う自治会集会場の地震に対する安全性の評価又はこれと同等以上の精度を有すると認められる評価をいう。
- (11) 耐震改修工事 前号の耐震診断を行った自治会等が当該自治会集会場について、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針別添第2に規定する基準に適合する方法により、地震に対する安全性の向上を目的として行う補強若しくは改修の工事又はこれらと同等以上に安全性を向上させると認められる工事をいう。

（補助対象団体等）

第2条 補助金は、次の各号に掲げるものが行う自治会集会場等建設工事等に要した経費に対して、毎年度予算の範囲内において交付する。ただし、同一年度内において1回限りとし、同一の自治集会場等に対して重複しないものとする。

- (1) 自治会等
- (2) 町又は自治会の連合組織

2 前項の規定にかかわらず、天災等により市長が特に補助の必要を認めた場合を除き、次に掲げる場合には補助対象としない。

- (1) この要綱による補助金（耐震診断に係る補助金を除く。）を受けた年度の翌年度

から起算して5年を経過しない団体が補助を受けようとする場合

(2) 自治会集会場等建設工事等（バリアフリー化備品整備を除く。）に関し、この要綱による補助金以外の補助を受ける団体が補助を受けようとする場合

(3) この要綱による耐震診断に係る補助を受けた年度の翌年度から起算して5年を経過しない団体が、再びこの要綱による耐震診断に係る補助を受けようとする場合

(4) 第5条に規定する補助申請を行った日の属する年度の3月末日までに自治会集会場等建設工事等が完了しない場合

(5) この要綱による補助金の交付を受けて自治会集会場等建設工事等を行った自治会集会場であって、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年を経過しない自治会集会場に対して補助金の交付を受けようとする場合

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、次表の左欄に掲げる工事等の種類ごとに、自治会集会場等建設工事等に係る経費が右欄に掲げる金額以上のものとする。

種類	工事等に係る経費の基準額
建物の購入又は新築若しくは増改築工事	500万円
建物の改修及び修繕工事	30万円
浄化槽及び衛生設備工事並びにバリアフリー化工事	なし
バリアフリー化備品整備	なし
伝統文化倉庫の新築工事	500万円
耐震診断	なし

2 前項の規定にかかわらず、同項の表に規定する建物の購入又は新築若しくは増改築工事に該当する工事のうち、新築工事を行うときは、同項の表に規定する浄化槽及び衛生設備工事並びにバリアフリー化工事に係る補助の対象としないこととする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、次表の左欄に掲げる工事等の種類ごとに、右欄に掲げる額を限度として中欄の規定に基づき算定した額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て

た額)とする。この場合において、工事等の種類が複数であるときは、当該工事等の種類ごとに端数処理を行って得た額の合計額を補助金額とする。

種類	補助金額	補助限度額
1 建物の購入又は新築若しくは増改築工事（認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）が行うものに限る。）	補助対象経費に100分の25を乗じて得た額	500万円
2 建物の改修及び修繕工事	補助対象経費に100分の25を乗じて得た額	300万円
3 浄化槽及び衛生設備工事並びにバリアフリー化工事	補助対象経費の金額ごとに次に掲げる額 （1） 30万円以下の場合 補助対象経費全額 （2） 30万円を超える場合 補助対象経費に100分の50を乗じて得た額に15万円を加えた額	200万円
4 バリアフリー化備品整備	補助対象経費の全額	30万円
5 伝統文化倉庫の新築工事（認可地縁団体が行うものに限る。）	補助対象経費に100分の20を乗じて得た額	200万円
6 耐震診断	補助対象経費に10分の9を乗じて得た額	10万円

（補助申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）、建築許可認定書及び関係図面を添えて、2部を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、交付申請書の内容を審査の上、補助金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（事業の変更等）

第7条 申請者は、事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに次に掲げる手続をしなければならない。

（1）前条に規定する申請書又は添付書類の内容に変更があるときは、事業変更申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けること。

（2）事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（様式第6号）を提出し、市長の承認を受けること。

（3）事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第8条 申請者は、事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第7号）に収支決算書（様式第8号）、補助金交付決定通知書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、2部を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による補助金確定通知書を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条第2項に規定する請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条に規定する補助金の交付決定通知をした後、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。この場合において、申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金の概算払を受けた申請者は、事業が完了した後、速やかに第8条に規定する書類を市長に提出しなければならない。

（事業に関する報告等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、その事業に関する報告を求め、職員をして書類及び事業施行の状況を検査その他必要な指示をさせることができる。

（補助金交付決定の取消し、返還等）

第12条 補助金の交付を受けようとするもの又は交付を受けたものが次の各号に該当するときは、補助金の交付を取り消し、若しくは変更し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） この要綱に違反し、又は不正の行為があったとき。

（2） 工事等の出来形が不良であるとき。

（3） 事業を中止又は廃止したとき。

（4） 事業の完了後、その精算額が第3条の補助対象経費の基準を満たさないとき。

（5） 用途を変更し、又は廃止したとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、廃止前の観音寺市自治公民館建設費補助金交付要綱（平成17年観音寺市教育委員会告示第4号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年6月8日告示第140号）

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第52号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第39号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）